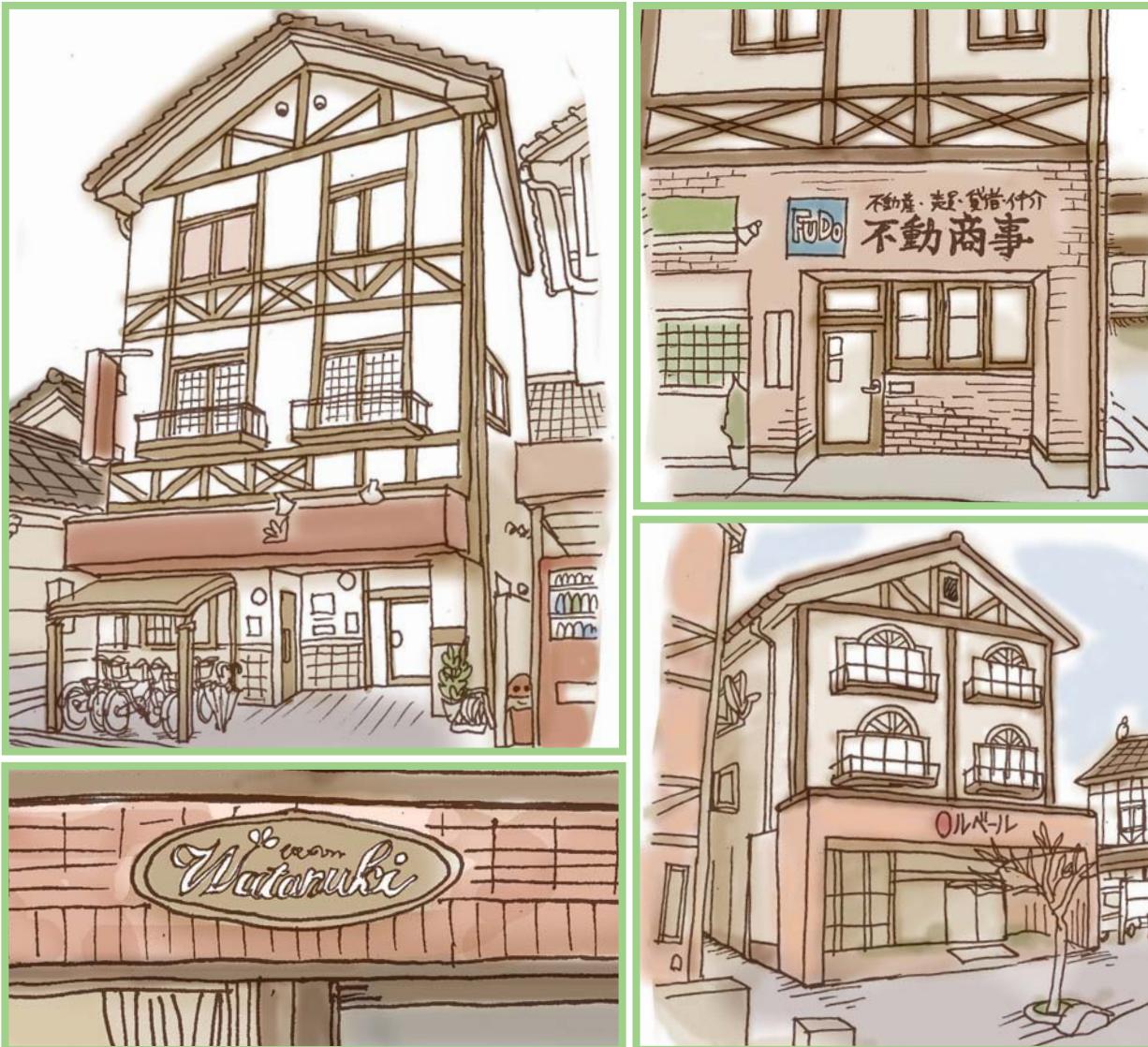


5 広告景観形成基準に基づく屋外広告物のイメージ

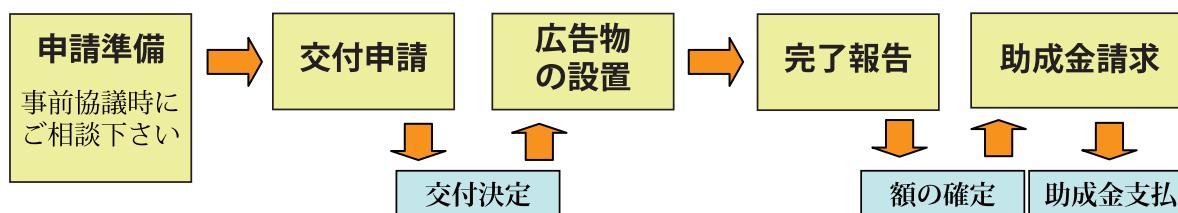


豊岡市景観ガイドライン 江原駅東広告景観モデル地区



6 修景助成制度

広告景観モデル地区内において、地域と調和した良好な広告景観を推進するため、屋外広告物の修景に対して、予算の範囲内で一定の助成を受けることができます。助成を受けられる場合には、定められた申請様式に必要書類を添付のうえ、屋外広告物の設置前までに交付申請を行ってください。



お問い合わせ

豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL : 0796-23-1712

FAX : 0796-24-8254

E-mail : toshi@city.toyooka.lg.jp

(平成27年3月作成)

豊 岡 市

1 広告景観モデル地区について

屋外広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な地区を「広告景観モデル地区」として指定し「広告景観形成基準」を定めるとともに、屋外広告物の修景に要する経費の一部を助成することにより、良好な広告景観の形成に向けた地域の方々の取り組みを支援します。

2 江原駅東広告景観モデル地区の基本方針

本地区は神鍋高原の玄関口として整備され、高原リゾート地をイメージしたまちなみとして建築物に統一感が見られることから、「洋風」の建築物と調和した広告景観の誘導を図ります。

- 揭出する広告物はコンパクトにし、開放的な高原リゾート地の雰囲気を演出する広告景観をめざします。
- 高原リゾートのさわやかなイメージとするため、建築物と調和した壁面又は突出広告物とします。
- 照明は点滅する光源を利用せず、柔らかさが感じられる光源色を利用するなどして駅前としての賑わいを演出します。

3 江原駅東広告景観モデル地区の区域

以下の図の区域を広告景観モデル地区に指定しています。



4 広告景観形成基準

(1)共通基準

項目	共通基準
形態	<ul style="list-style-type: none">● 電柱利用広告物、街灯利用広告物は設置しない。● 自家用広告物以外は、建て植えを基本とする。
位置・配置	<ul style="list-style-type: none">● 屋上広告物は設置しない。● 道路上に突出しない。● 置看板は路上に設置しない。
規模	<ul style="list-style-type: none">● 突出広告物を設置する場合は、できるだけ小さくする。
材料	<ul style="list-style-type: none">● 木・石の材質を感じさせる素材を基本とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none">● 地色・文字色を含め、色数は3色以下とする。● 地色は低彩度色(低彩度色とは、マンセル色票系において、R、YR系の色相については彩度6以下、Y系の色相については彩度4以下、その他の色相については彩度2以下の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)とする。
表示内容	<ul style="list-style-type: none">● 店名表示を基本とし、メーカー広告・商品広告の表示を控える。
デザイン	<ul style="list-style-type: none">● 建物と調和したデザインを基本とする。
照明	<ul style="list-style-type: none">● 主要な広告物には照明を設置する。
その他	<ul style="list-style-type: none">● 業種に応じた共通の表示を工夫する。● 自動販売機の壁面を利用した広告物は、まち並みとの調和に配慮する。

(2)個別基準

項目	個別基準 (自家用広告物)
建植広告物	<ul style="list-style-type: none">● 総面積は3m²以下とする。● 道路境界より0.5m離す。● 高さは5m以下かつ屋根の軒先を超えない高さとする。● 個数は原則として1個以下とする。● 道路に直角に設置するものは、板面状による2面表示とする。● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系において、彩度が10以上の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)は2色以下とし、アクセント色として使用する。
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none">● 建物デザインとの一体性に配慮する。● 個数は原則として2個以内とする。● 面積は5m²以下かつ壁面積の1/20以下とする。● 高彩度色は2色以下とし、アクセント色として使用する。
突出広告物	<ul style="list-style-type: none">● 個数は原則として2個以内とする。● 揭出位置は3.5mを標準とする。● 面積は1面1m²以下、総面積2m²以下とする。● 高彩度色は2色以下とし、アクセント色として使用する。
項目	個別基準 (管理用広告物・案内図板・案内誘導広告物)
管理用広告物	<ul style="list-style-type: none">● 高さは1.5m以下、個数は2個以下とし、面積はそれぞれ1m²以下とする。● 地色は白またはこれに近い色とし、文字色は黒またはこれに近い色とする。
案内図板	<ul style="list-style-type: none">● 高さは2m以下、面積は4m²以下とする。● 公共案内図としての機能を持たせる。● 派手なデザインは避け、誘導広告と共に存させる。
案内誘導広告物	<ul style="list-style-type: none">● 単独の案内誘導広告物は設置しない。